

高岡労働基準監督署から注意報を発令します。

高岡労働基準監督署管内では、令和5年1月から現在までに爆発災害が立て続けに2件発生しました。爆発災害による死傷者は確認されていないものの、ひとたび爆発が起きると労働者や事業場設備へ甚大な被害をもたらす可能性があります。同種災害を防止するためにも、爆発注意報を発令し事業場における管理状況を確認ください。

直近で発生した災害においては、いずれも以下の条文の違反を認められました。

☑ 第1 高熱なもの（溶解炉等）には水等を近づけていないか？

☑ チェック1

水蒸気爆発とは、水が高温物質と接触することにより、気化されて発生する爆発現象のことを指します。【身近な現象で例えると、熱せられたフライパンに水を落とすと、瞬時に水が蒸発し弾けるものがあります。】

安衛法第20条第2号（安衛則第254条）

事業者は、金属の溶解炉に金属くずを入れる作業を行なうときは、水蒸気爆発その他の爆発を防止するため、当該金属くずには水、火薬類、危険物、密閉された容器等がはいっていないことを確認した後でなければ、当該作業を行なってはならない。

☑ チェック2

火薬類や危険物を溶解炉に近づけてはいけません。容器内の液体又は気体が熱せられることにより急激に膨張し、爆発する危険があります。

対策

爆発原因となる異物が、金属くずに含まれていないか確実に確認したうえで作業を行うこと。人的ミスが発生しないよう、ダブルチェックを行うことやチェックリスト等により異物がないか確認を行うようにしてください。

特に、北陸地方は年中降水が多く、特に冬季になれば降雪があり、不意な水（異物混入）の可能性があります。



高岡労働基準監督署から注意報を発令します。

爆発、火災等の防止にかかる条文は他にもあります！

☑ 第2 溶融高熱物を取り扱う建築物の状況は大丈夫か？

安衛法第20条第2号（安衛則第250条）

事業者は、水蒸気爆発を防止するため、溶融高熱物を取り扱う設備を内部に有する建築物については、次の措置を講じなければならない。

- 1 床面は、水が滞留しない構造とすること。
- 2 屋根、壁、窓等は、雨水が浸入することを防止できる構造とすること。

☑ チェック3

特に屋根、壁、窓等が老朽化や損傷について確認し、雨水が侵入しないよう確認する必要があります。

☑ 第3 保護具の備えは大丈夫か？

安衛法第20条第2号（安衛則第255条）

事業者は、溶鉱炉、溶銑炉又はガラス溶解炉その他多量の高熱物を取り扱う作業を行なう場所については、当該高熱物の飛散、流出等による火傷その他の危険を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の場所には、火傷その他の危険を防止するため、適当な保護具を備えなければならない。
- 3 労働者は、第一項の作業を行なうときは、前項の保護具を使用しなければならない。

☑ チェック4

防熱面、防熱衣、手袋、すねあて、靴、保護メガネを適切に装着しましょう。

その他にも、安衛法第20条第2号（安衛則第249条、251条、252、253条）の条文があるため、別途確認してください。

【高岡労働基準監督署からのTips】

高岡労働基準監督署管内では、溶融高熱物に起因する爆発以外にもスプレー缶に起因する爆発が昨年度発生しました。爆発したスプレー缶は溶剤が入っていたもので、危険物や引火性の物が含有していました。爆発防止のため廃棄方法はスプレー缶に記載された手順に従い、風通しのよい屋外場所で作業を行いましょう！

今一度、事業場の管理状況をご確認ください！！